第1章 平成30年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

我が国の農業は、人口減少に伴う国内マーケットの縮小や、農業者の減少・高齢化の進行など、大きな曲がり角に立っている。このような中で、我が国の農業に活力を取り戻し、若者たちが創意工夫を存分に発揮できる魅力ある成長産業にしていくためには、消費者ニーズに応えた付加価値の高い農産物の生産・販売や、成長著しい海外マーケットの開拓を進めるとともに、農業の構造改革を進めていく必要があることから、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業の成長産業化に向けた取組を着実に実施した。

2 講じた施策の重点

(1) 農業の更なる競争力強化等に向けた取組

平成30年11月27日、「農林水産業・地域の活力 創造本部」において、「農林水産業・地域の活力創 造プラン」が改訂された。プランに基づいた施策の 実現に向けて、第198回通常国会においては、農用 地の利用の効率化及び高度化を一層促進することを 目的として、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、 農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関と の連携強化等を新たに盛り込んだ「農地中間管理事 業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」 を提出した。また、農林水産物・食品の輸出に意欲 的に取り組もうとする生産者・事業者等をサポート するため、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト) コミュニティサイトを立ち上げ、情報提供と交流機 会の創出、輸出に対応したグローバル産地づくりの 支援、生産者と輸出業者のマッチングを実施した。

また、「食料・農業・農村政策審議会企画部会」 において、次期食料・農業・農村基本計画の策定も 見据え、現場の声を広く集める観点から農業者から のヒアリングを行った。

(2) 「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づく 対策の実施

平成30年12月30日にTPP11、平成31年2月1日に日EU・EPAが発効した。これらの協定への対策として、大綱に基づき、我が国農林水産業の体質強化対策を実施するため、平成30年度補正予算において、総額3,188億円を確保した。

3 財政措置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成30年度農業関係予算一般会計予算額は、総額1兆7,336億円となった。また、平成30年度の農林水産省関係の財政投融資計画額は4,908億円となった。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫(農林水産業者向け業務)への計画額4,830億円となっている。

4 税制上の措置

施策の総合的な推進を図るため、以下を始めとする所要の税制措置が講じられた。

(1) 農業の構造改革の推進・農業経営の安定化

- ア 農業用ハウス等の農地法上の取扱いに係る税制 上の措置の創設(複数税目)
- イ 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長 (軽油引取税)
- ウ 農業経営基盤強化準備金制度について、見直し を行った上、2年延長(所得税・法人税)
- エ 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用 の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保 有に係る課税の軽減措置について、対象となる農 地の範囲を明確化した上、2年延長(固定資産税・ 都市計画税)

(2) 都市農業の振興

オ 新たな都市農業振興制度の構築に伴い税制上の 措置を創設(相続税)

5 農業金融

近年、労働力不足等による規模拡大や省力設備の 導入等の需要増が背景に、農業関係融資は畜産分野 を中心に増加傾向にある。株式会社日本政策金融公 庫資金(農林水産業者向け業務)の平成 30 年度貸付 計画額は 6,150 億円で、貸付実績は農業経営向けの 主要な資金として、農業経営基盤強化資金(スーパー L資金)が 3,311 億円と対前年比1%増となってい る。うち畜産分野が 2,455 億円と 74.2%を占めてい

また、平成30年度の民間金融機関の農業向け融資 残高(林業含む)は9,715億円と対前年比7%増。農 協系統については、平成30年度新規実行額(長期資 金)は4,107億円と対前年比9%増となっている。

6 立 法 措 置

第196回国会(通常国会)において、

- ・「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する 法律」(平成 30 年法律第 23 号)
- ・「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済 組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員 共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正 する法律」(平成30年法律第31号)
- · 「森林経営管理法」(平成30年法律第35号)
- ・「独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改 正する法律」(平成30年法律第36号)
- ・「土地改良法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 43 号)
- ・「農薬取締法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第53号)
- 「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第62号)
- ・「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成 30 年法律第 68 号)

第197回国会(臨時国会)において、

- ・「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 88 号)
- ・「漁業法等の一部を改正する等の法律」(平成 30年法律第95号)

が成立した。

第2節 林 業

1 施策の背景

我が国の森林は、国土の保全、水源の涵かん養、木材等の生産等の多面的機能の発揮によって、国民生活及び国民経済に大きな貢献をしている。また、現在の森林の状況は、これまでの先人の努力等により、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題となっている。

しかし、多くの森林所有者が小規模零細で分散した森林を抱え、林業経営の効率化や、森林の適切な管理が確保できないおそれがある。

この課題に対応し、林業の成長産業化と森林資源の適正な管理の両立を図るため、「森林経営管理法案」を第 196 回国会(常会)に提出(平成 30(2018)年5月に可決成立)した。同法により、経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐ森林経営管理制度の構築等を行った。

さらに、本制度を踏まえ、地方団体が行う森林整備等の財源として、森林環境税及び森林環境譲与税 を創設することとした。

こうした改革に併せ、適切な森林整備及び保全、 多様で健全な森林への誘導等による森林の多面的機能の維持及び向上を図りつつ、施業の集約化や路網整備、人材の育成及び確保等を通じた原木の安定供給体制の構築や、CLTの利用促進、公共建築物等への木材利用促進、木質バイオマスの利用促進等、新たな木材需要の創出に取り組んだ。

また、平成28(2016)年の熊本地震や平成29(2017)年の九州北部豪雨等の集中豪雨により被災した山地の復旧整備等に取り組んだ。

2 講じた施策の重点

(1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的 に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森 林経営の確立、再造林等による適切な更新の確保、 適切な間伐等の実施、路網整備の推進、多様で健全 な森林への誘導、地球温暖化防止策及び適応策の推 進、国土の保全等の推進、国際的な協調及び貢献に 関する施策を推進した。

特に、平成30(2018)年4月に「スギ花粉発生源対 策推進方針」を改正し、スギの花粉症対策に資する 苗木の生産拡大など花粉発生源対策を推進した。 また、自然災害に対する山地防災力の強化のため、 荒廃山地の復旧整備や予防治山対策による事前防災 ・減災対策を推進するとともに、平成30年7月豪雨 を受け、ぜい弱な地質地帯における山腹崩壊等について、今後の効果的な治山対策の在り方を検討し、 中間取りまとめとして公表した。さらに、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を始め とする近年の自然災害の発生を受けて、全国の山地 災害危険地区等において、緊急点検を実施し、「防 災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」(平成30(2018)年12月14日閣議決定)に基づき、治山 施設の設置等の対策を推進した。

(2) 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、望ましい林業構造の確立、人材の育成及び確保等、林業災害の補填に関する施策を推進した。

(3) 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

林産物の供給及び利用を確保するため、原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力強化、新たな木材需要の創出、消費者等の理解の醸成、林産物の輸入に関する措置に関する施策を推進した。

また、平成30(2018)年12月にTPP11、さらに平成31(2019)年2月には日EU・EPAが発効する中、「総合的なTPP等関連政策大綱」(平成29(2017)年11月24日TPP等総合対策本部決定)を踏まえ、加工施設の生産性向上、競争力のある製品への転換、原木供給の低コスト化等を推進した。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

東日本大震災により被災した治山施設や林道施設、地震により発生した崩壊地や被災した海岸防災林等の復旧及び再生を実施するとともに、放射性物質の影響に対応した木材製品等の安全証明体制の構築、安全な特用林産物の供給確保のための支援、被災地域の林業・木材産業の復興を図るための地域で流通する木材等の活用を推進した。

(5) 国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割 を果たしている国有林野の特性を踏まえ、公益重視 の管理経営を一層推進した。

また、林業の成長産業化を推進するため、森林施業の低コスト化の推進、技術の普及等を実施するとともに、「国民の森林(もり)」としての管理経営と国有林の所在する地域における産業の振興等のための国有林野の活用を推進した。

特に、民有林における森林経営管理制度が円滑に

機能するよう国有林の取組等について反映した「国有林野の管理経営に関する基本計画(計画期間:令和元年~10年)」を策定するとともに、制度の要となる林業経営体を育成するため、国有林野の一定区域において、国有林野の公益的機能の維持増進や地域の産業振興等に配慮した上で、木材の需要者と連携する事業者が一定期間・安定的に樹木を採取できる権利等の創設に向けて検討を行った。

(6) 団体の再編整備に関する施策

森林組合等に対して、国民や組合員の信頼を受けて地域の森林施策や経営の担い手として重要な役割を果たすよう、事業・業務執行体制の強化、体質の改善に向けた指導を行った。

3 財政措置

(1) 財政措置

諸施策を実施するため、表のとおり林業関係の一般会計予算及び東日本大震災復興特別会計予算の確保に努めた(表1)。

平成30(2018)年度林野庁関係予算においては、一般会計に非公共事業約1,097億円、公共事業約1,900億円、また1次補正として約469億円、2次補正として約759億円を計上した。

表1 林業関係の一般会計等の予算額

(単位:百万円)

(2018)年度
428, 744
79, 146
146, 775
68, 364
482
874
3, 407
5, 669
2, 527
38, 453
11,018
718
2
185
71, 123
32, 219
348, 940

注1:予算額は補正後のものである。

注2:一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、 他省庁計上予算を含む。

注3:総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入に よる。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」、「国土保全対策」等を引き 続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

4 立法措置

第 196 回通常国会において以下の法律が成立した。

- 森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)
- ・独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正 する法律(平成30年法律第36号)

5 税制上の措置

林業に関する税制について、平成30(2018)年度税 制改正において、

- ① 木質バイオマス発電設備等の再生可能エネルギー発電設備等の取得等をした場合に、取得価額の20%の特別償却ができることとすること(所得税・法人税)
- ② 山林所得に係る森林計画特別控除(収入金額の 20%控除等)の適用期限を2年延長すること(所得 税)
- ③ 軽油引取税の課税免除の特例措置(林業、木材加工業、木材市場業、堆肥製造業)の適用期限を3年延長すること(軽油引取税)

等の措置を講じた。

このほか、令和元(2019)年度税制改正において森 林環境税及び森林環境譲与税を創設することとし た。

6 林 業 金 融

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金について、貸付計画額を223億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を60億円とした。

森林の取得や木材の加工及び流通施設等の整備や 災害からの復旧を行う林業者等に対する利子助成を 実施した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利 子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付 けを実施した。

(2) 林業·木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対する都道府県からの無利子資金である林業・木材産業改善資金について、貸付計画額を42億円とした。

(3) 木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通した。

意欲と能力のある林業経営者等を支援するため、 貸付利率の優遇、伐採・造林の一貫作業に対応した 資金の新設等を行い貸付枠は 600 億円とした。

また、本資金の借入れに債務保証を利用する場合に低位の貸付利率を適用する措置を講じた。

(4) 独立行政法人農林漁業信用基金による債務 保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務 保証の活用を促進した。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者 に対する保証料の免除等を実施した。

「独立行政法人農林漁業信用基金法」(平成14年 法律第128号)の一部改正により、債務保証を受ける ための資本金要件を「1,000万円以下」から「3億 円以下」に引き上げるとともに、政府及び都道府県 以外の出資者に対して出資持分の払戻しが可能とさ れた。

(5) 林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を 促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研 修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支 援センターによる貸付制度を通じた支援を行った。

その貸付枠は、4億円とした。

第3節 水 産 業

1 施策の背景

21 世紀における水産施策の基本的指針である水産基本法(基本法)が平成 13 年6月に制定されてから17年が経過した。この間、基本法が掲げた水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展という基本理念の実現に向けて、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画(基本計画)が4度(平成14年3月、平成19年3月、平成24年3月及び平成29年4月)にわたり策定され、これに基づき水産政策を推進してきた。

その間、水産をめぐる情勢も大きく変化した。世界的な人口の増加や経済発展に加え、水産物の優れた栄養特性に対する評価の高まりもあり、その需要が増大している一方、世界の水産資源の多くは既に満限あるいはそれ以上に利用されているとされており、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、国民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっている。

一方、このような世界的なすう勢とは裏腹に、我が国においては、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化の進行など水産物の生産体制が脆弱化するとともに、国民の「魚離れ」の進行が止まらず、このままでは、我が国周辺の「身近な自然の恵み」を活用する力を失ってしまう状況も懸念されている。

一方、最近では漁業生産額、水産物の輸出金額が 上昇傾向にあるなど明るい兆しもみられている。

このため、新たな基本計画では、我が国周辺の豊かな水産資源を持続的な形でフル活用を図るとともに、水産物の安定供給と漁村地域の維持発展に向けて、産業としての生産性の向上と所得の増大による成長産業化、その前提となる資源管理の高度化等を図るため、総合的かつ計画的に講ずべき施策を示している。

2 講じた施策の重点

水産業は、我が国周辺の豊かな水産資源を持続可能な形でフルに活用することによって、国民に対して水産物を安定的に供給すると同時に、漁村地域の経済活動や国土強靱化の基礎をなし、その維持発展を担うことが期待されている。水産業がその期待される役割を十全に果たすためには、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理を行いつつ、水産業の生産性の向上によって、そこで働く人々の所得の増大を図る必要がある。このような考え方の下、政府は、新たな水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)に基づき、①浜の活力再生プランを軸とした漁業・漁村の活性化、②漁業・漁村の活性化を支える取組及び③東日本大震災からの復興について、総合的かつ計画的に推進した。

また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成30年6月1日改訂。農林水産業・地域の活力創造本部決定)に盛り込んだ「水産政策の改革について」に即して、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造の確立を目指して、「漁業法等の一部を改正する等の法律案」を国会提出し、平

成30年12月に成立した。

3 財政措置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。 (単位:百万円)

平成 30 年度

項	目	通常分	復旧・ 復興対策分	合 計
合	計	263, 791	57, 041	320, 832
非公共(計)		164, 288	7, 132	171, 420
公共(計)		99, 504	49, 909	149, 413
一般公共		94, 892	4, 145	99, 037
水産基盤整備		93, 888	4, 145	98, 033
漁港海岸		1,004	0	1,004
災害復旧		4, 612	45, 764	50, 376

注1:通常分とは、基礎的財政収支対象経費に係る分であり、復旧・復興対策分とは、東日本大震災復興特別 会計に係る分である。

注2:金額は補正後予算額である。

注3:上記のほか、東日本大震災復興交付金を復興庁に計上。

4 税制上の措置

施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめと する所要の税制措置を講じた。

軽油取引税については、課税免除の特例措置の適用期限を3年延長した。固定資産税については、公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置について、特例割合を見直し(1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲で条例で定める割合→1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合)た上で適用期限を2年延長した。

5 水産業金融

漁業経営をめぐる情勢が厳しくなる中で、経営改善に取り組む意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、認定漁業者が漁船建造等のため借り入れる漁業近代化資金及び日本政策金融公庫資金(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金)の金利負担軽減措置を講じた。また、保証人不要・担保は漁業関係資産のみとする実質無担保・無保証人型融資を推進した。

さらに、東日本大震災の発生を受けて、二重債務 等が問題となる中、被災漁業者等の速やかな復旧・ 復興に要する資金が円滑に融通されるよう、漁業近 代化資金、株式会社日本政策金融公庫等の災害関連

第1章 平成30年度農林水産行政の概観

資金についての実質無利子、無担保・無保証人の特例措置及び無担保・無保証人融資を推進するための 緊急的な保証についての支援等を講じた。